

「はい、こちら企業の  
労働110番です」  
「今年も派遣法の改正  
があると聞きましたが、  
何か特に対応しなくては  
いけないことはあります  
か?」



(一社)名北労働基準協会  
労務管理室長  
社会保険労務士 藤原朋子

## 2021年の労働者派遣 法関係の改正について

そして、こ  
うした改正を  
補完する形で  
施行規則、指  
針等の改正が  
行われ、20  
21年1月と  
4月に施行さ  
れています。  
主な内容は次  
のとおりです。

柱の一つである同一労働  
同一賃金を目指し、派遣  
先均等均衡方式または労  
使協定方式のいずれかに  
より派遣労働者の賃金そ  
の他の待遇を決定するこ  
と、派遣先は派遣労働者  
の待遇決定に必要な情報  
提供することなどの規定が  
施行されました。

いて、派遣労働者を雇い  
入れた際に説明すること  
が義務付けられました。

### ②労働者派遣契約の電 磁的記録

これまで書面により作成す  
ることとされていました  
が、電磁的記録による作  
成が可能となりました。

遣先が誠実かつ主体的に  
対応すべきとされました。

### ④日雇派遣契約解除時 の休業手当の支払い

日雇派遣の契約が、派  
遣労働者の責に帰すべき  
事由以外で解除となつた  
場合、休業手当の支払い  
等により、派遣元は使用  
者としての責任を果たす  
べきことが明確化さ  
れました。

【2021年  
4月1日施行】

（派遣元）

### ⑤雇用安定措置に 関する派遣労働者の 意見徴収

特定有期雇用派遣  
労働者に対し、派遣  
元は雇用安定措置  
(派遣先への直接雇用の  
申し入れ等)を講じなけ  
ればなりませんが、その  
措置について、派遣労働  
者の希望を聞き、派遣元  
管理台帳に記載すること  
が義務となりました。

これまで派遣元が主体  
として派遣労働者からの  
苦情について対応してい  
ましたが、派遣先が使用  
者としての義務を負う労  
働関係法令上の問題に関  
する苦情については、派  
遣元事業を行う会社の  
ご相談は、労働者派遣  
事業を行なう会社のご担当  
者からでした。

2020年4月、労働  
者派遣法は大きく改正さ  
れました。働き方改革の  
サルティングの内容につ  
ける説明の義務付け  
派遣元事業主が行う教  
育訓練及びキャリアコン  
サルティングの内容につ  
いては、派  
遣元事業を行う会社の  
ご担当者からでした。

【2021年  
1月1日施行】

①派遣労働者の雇い入  
れ時の説明の義務付け

（派遣元事業主が行う教  
育訓練及びキャリアコン  
サルティングの内容につ  
いては、派  
遣元事業を行う会社の  
ご担当者からでした。



全体的に大きな改正で  
はありませんが、これま  
でしつかり履行でできてい  
なかつた部分について補  
完がなされた形です。特  
に③については、派遣元  
事業主だけでなく、派遣  
労働者を受け入れている  
事業主も、派遣労働者が  
安心して働くことができ  
るように誠実に対応する  
ことが必要となります。

派遣実績、マージン率  
等情報提供しなくてはな  
らない事項については、  
原則としてインターネット  
上で開示することが義  
務付けられました。

△ 当協会の無料労働相談  
は、企業の立場にたつた  
アドバイスを行っています。  
労働のトラブル・ご  
相談・ご質問は迷わず  
『企業の労働110番』  
(☎ 052-961-17  
110(企業の労働何で  
も110番)をご利用  
ください。

⑥マージン率等のイン  
ターネット上の開示

イラスト・木村武司